友の家ニュース 173号



2015年2月1日発行 社会福祉法人ロザリオの聖母会 地域生活支援センター 友の家 〒289-2513 千葉県旭市野中3820-15 TEL0479-60-0608 FAX0479-60-0668 Eメール tomoie@rosario.jp

〇行事報告〇

12月20日(土) 友の家フリースペースにてクリスマス会を兼ねた忘年会が開かれました。

美味しい料理とケーキを堪能!!またカラオケを行ない皆で楽しく過ごすことができました。 | 年の疲れを少し療すっとができまってはないでしょうか。



【介護保険制度と障害福祉サービスの適用関係について】

- ○障害福祉サービスの支給決定を受けている者が、介護保険対象者になる場合
 - ・65 歳となる場合
 - ・16 疾病※該当者で40 歳となる場合
 - ・16 疾病※該当者(40~64 歳)であって、生活保護受給者の生活保護が廃止された場合 ※生活保護受給中は保険適用されないが、生活保護廃止に伴って適用される

※特定疾病(加齢と関係がある16疾病)

- ●がん(末期) ●パーキンソン病関連疾患 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症 及び糖尿病性網膜症●関節リウマチ
- ●脊髄小脳変性症●筋萎縮性側索硬化症 ●脊柱管狭窄症
- ●後縦靭帯骨化症 ●早老症 ●脳血管疾患●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患
- ●骨折を伴う骨粗しょう症●多系統萎縮症 ●初老期における認知症
- ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

○基本的な考え方

障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、介護保険サービスの利用が優先されます。 ただし、介護保険に相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるものについては、状況に応じて利用することができる。

- ○介護保険には相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの
 - 同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等
- ○利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合は、必要な障害福祉サービスを支給する。(当該事情が解消されるまでの間に限る)
- ○障害福祉サービスの支給決定を受けている者が介護保険対象となった時に優先されるサービス内容 更新時に優先されるサービス居宅介護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援
- %1 介護保険優先であるが、障がいの特性により、障害福祉サービスの利用が適当と市が認めた場合は障害福祉サービスの利用が可能。

2015年2月 プログラムの予定

В	A	×	水	木	金	±
1	2 料理クラフ 10時~13時	3	4	5	6	7 カラオケ 13時30分 ~15時30分
8	9	10 女子会 13時30分~ 14時30分	11 建国記念の日	12	13 手 苌 13時~15時	14 カラオケ 13 時30分 ~15時30分
15	16 料理クラフ 10時~13時	17	18	19	20 手 装 13時~15時	21 カラオケ 13時30分 ~15時30分
22	23	24 女子会 13時30分~ 14時30分	25	26	27 手 苌 13時~15時	28 ミーティング 13時30分~
I I I I I I I I I I I I I I I I I I I						

- プログラムについて
- ※2月よりパソコンのプログラムが中止になります。
- *料理クラブ・女子会は事前に申し込みが必要です。
- *ミーティングではプログラムや様々な活動について話し合いを行っています。皆様の積極的なご意見・参加を お待ちしています。
- お知らせ
- * 2月11日(水)は建国記念の日のため、お休みです。

★☆2月の料理クラブ ★☆

2月 2日 あんかけ焼きどば、ロールケーキ

2月16日 おでんとおにぎり



- *料理クラブは10時から行います。
- *定 員 5名
- *準備の都合上、参加希望者は前の週の土曜日までにお申し込み下さい。
- *キャンセルする場合は、ご連絡ください。





